

平成25年第6回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成25年12月13日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 5号 平成25年度定期監査報告（第2次）について
- 第 4 議案第52号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 5 議案第53号 羽幌町税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第54号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第55号 羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第56号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第57号 羽幌町簡易水道設置条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第58号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）
- 第11 議案第59号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 発議第 9号 議員の派遣について
- 第13 発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第14 発議第11号 羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任について
- 第15 意見案第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について

○出席議員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 森 淳 君 | 2番 金 木 直 文 君 |
| 3番 小 寺 光 一 君 | 4番 寺 沢 孝 毅 君 |
| 5番 船 本 秀 雄 君 | 6番 磯 野 直 君 |
| 7番 平 山 美知子 君 | 8番 橋 本 修 司 君 |
| 9番 駒 井 久 晃 君 | 10番 熊 谷 俊 幸 君 |
| 11番 室 田 憲 作 君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 舟 橋 泰 博 君

副町長	石川宏君
教育長	山口芳徳君
教育委員会委員長	大橋鉄夫君
監査委員	長谷川一志君
会計管理者	今野睦子君
総務課長	井上顕君
総務課長補佐	酒井峰高君
総務課企画室長	熊谷裕治君
政策推進係長	三浦義之君
財務課長	豊島明彦君
財務課主幹	葛西健二君
財務課財政係長	清水聡志君
財務課經理係長	水上演常男君
町民課長	飯作昌巳君
町民課主幹	杉野典生君
町民課係長	鈴木典滋子君
環境衛生係長	更科山洋美君
福祉課長補佐	奥門間井延佳君
福祉課主幹	藤木村和美君
福祉課係長	藤木橋伸君
福祉課係長	高安宅正夫君
福祉課係長	吉田吉信君
福祉課係長	石川隆一君
福祉課係長	三上敏文君
福祉課係長	竹内雅彦君
福祉課係長	江良貢君
産業課長補佐	鈴木繁君
産業課農政係長	佐々木慎也君
産業課	谷中隆君
水産林務係長	木村康治君
水産業課	
観光振興係長	大平良治君
産業課	
商工労働係長	
天売支所長	渡辺博樹君

焼尻支所長	今村裕之君
学校管理課長	熊木良美君
学校管理課主幹	宮崎寧大君
学校管理課主幹	
兼学校給食	湊正子君
センター所長	
社会教育課長	杉沢敏隆君
兼公民館長	永原裕己君
社会教育課長補佐	大西将樹君
社会教育係長	春日井征輝君
社会教育係長	井上 君
農業委員会	
選挙管理委員会	
事務局	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤岡典行君
総務係長	金丸貴典君
書記	逢坂信吾君

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

10番 熊谷俊幸君 1番 森 淳君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の議事日程表は、会議規則第21条の規定により、配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第5号

○議長（室田憲作君） 日程第3、報告第5号 平成25年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、長谷川一志君。

○代表監査委員（長谷川一志君） ただいま議題となりました平成25年度定期監査報告（第2次）について、内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告をいたします。

1ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります、駒井監査委員とともに平成25年10月22日から10月31日までのうち8日間にわたり社会教育課ほかごらんの対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容については、次のとおり報告をさせていただきます。2ページをお開き願いま

す。最初に、福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障がいの程度に応じましてハイヤーの乗車券を該当者に年間24枚、12枚を交付しているものでありますが、25年度9月末現在の総交付枚数は2,196枚で、うち総利用枚数は659枚となっております。

次に、②の児童手当支給状況では、24年度、25年度9月末現在の受給者等をあらわしたものでございます。

③の保育所入所状況では、10月1日現在の園児在籍数は前年同期に比較し4人減少し、合計で44人となっております。

3ページをお開き願います。④の地域福祉基金状況から⑥、福祉バス利用状況につきましては、説明を省略をさせていただきます。

⑦の老人クラブ等助成金交付状況では、前年同期に比較し、団体数は9団体で増減はありませんが、会員数は1人減少し、264人となっております。交付決定額は、850円減で、前年度とほぼ同額の121万6,020円であります。以下、省略をいたします。

4ページをお開き願います。⑨、敬老記念品贈呈状況であります。満88歳と満100歳以上の方々に対しまして前年度より2人少ない62人に記念品が贈呈となったところでございます。

(2)、国保医療状況の①、各医療費支出状況では、会計区分ごとの扶助費等の費用をあらわしたものでございます。内容は、記載のとおりでありますので、以下省略をさせていただきます。

5ページをお開き願います。(3)、各種検診状況と次のページ、6ページの(4)、各種予防接種受診状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を24年度実績と25年度9月末現在の状況をあらわしたものでございます。ごらんをいただくことにより、省略をさせていただきます。

7ページをお開き願います。(5)、すこやか健康センター利用状況及び(6)、介護認定状況、それと次のページ、8ページの②、平成25年9月末現在までの説明は、省略をさせていただきます。

下段の③、介護認定累計状況では、平成12年4月から平成25年9月末現在の人数等の実績であります。上段の申請受け付け者数は、前年同期との比較では92人増の1,625人となっております。

次の9ページ、(7)、特別養護老人ホームについては、省略をさせていただきます。

10ページをお開き願います。(8)、介護保険給付状況の①、居宅介護、居宅支援サービス費の24年度実績では、前年度に比較しまして件数で783件、受給額で3,254万8,628円、いずれも増となっております。

11ページをお開き願います。②の介護保険給付費等準備基金状況から以下12ページの(10)、緊急通報装置設置状況まで、ごらんをいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

次に、13ページをお開き願います。町民課について申し上げます。(1)、総合受け付け状況及び(2)、行政サービスコーナー利用状況については、記載のとおりの内容となっております。

14ページをお開き願います。(3)、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居状況の下段にあります空き家戸数は103戸で、前年同期より11戸増となっております。

(4)の平成24年度集会所利用状況から(6)、霊園管理状況までの説明は、省略をさせていただきます。

(7)、ごみ収集業務委託状況の①、運搬業務委託料の契約額は、3地区とも24年度実績額と同額でありまして、合計契約額は5,070万円であります。

次に、15ページの②、地区別ごみ収集状況につきましては、省略をさせていただきます。

16ページをお開き願います。(8)、入浴割引券交付状況、(9)の海鳥保護基金状況につきましても省略をさせていただきます。

(10)、北海道海鳥センター入館者状況であります。25年度9月末現在の入館者数は前年同期に比較して2,514人増の1万8,075人です。また、平成9年度オープン以来の累計では、31万6,911人となっております。

17ページをお開き願います。(11)、地方バス通学定期運賃補助金交付状況であります。25年度の通学対象者24名に対して定期運賃の額に100分の15を乗じて得た補助金額は、100万6,800円となっております。

(12)、平成24年度生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が関与する対象路線の補助金額のうち羽幌町の補助金交付額は、表の一番右下の合計で464万5,000円となっております。

以下、18ページの(14)、交通安全指導員出動状況、(15)、町内循環バスほつと号利用状況までの説明は、省略をいたします。

19ページをお開き願います。財務課について申し上げます。(1)、町税収納状況であります。9月末現在の収納率を合計欄で申し上げますと、現年度分と滞納繰り越し分の合計は61.60%で、前年度に比較し0.55ポイント上昇しております。

以下、20ページの(2)、保険税収納状況、(3)、税外収納状況の説明は、省略をさせていただきます。

21ページをお開き願います。(4)から(6)までの各基金、納付金状況は省略をさせていただきます。また、(7)、契約状況の地籍調査事業、業務委託料の契約金額は4,410万円です。事業の施行面積は38.61平方キロメートルで、施行区域は一部本調査が中央、朝日及び高台の各一部となっております。

22ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資による証券の保管状況であります。株券等は会計管理者において保管されており、9月末現在の合計額は5,314万4,000円で、前年同期と同額でございます。

23ページをお開き願います。総務課について申し上げます。(1)、職員配置状況であります。表の右下の合計欄に記載のとおり定数160人に対しまして現員数は129人、定数外職員は100人の合計229人であります。前年同期に比較し、定数の増減はありませんが、現員数が1人減少しております。

以下、24ページまでの各基金につきましては、省略をさせていただきます。

25ページをお開き願います。教育委員会所管であります。学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況では、基金運用額は前年度と同額の1,472万円で、内訳は表の右側に記載のとおり、貸付金が495万円、現金は977万円であります。

(2)、私立幼稚園就園補助金交付等状況についてであります。①、補助対象園児数は6月1日現在合計100人であります。前年同期に比較し、藤幼稚園では3人増の29人、まき幼稚園では10人減の71人となっております。②の補助金交付状況では、交付決定額は959万8,200円で、前年度より96万2,400円減少しております。

次の26ページ、(3)、スクールバス利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

27ページをお開き願います。小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を前年同期に比較しますと、羽幌小学校では328人で2人増となっておりますが、羽幌中学校では12人減の149人となっております。以下、省略をさせていただきます。

28ページをお開き願います。社会教育課について申し上げます。(1)、郷土資料館入館状況、(2)の焼尻郷土館入館状況は省略をさせていただきます。 (3)の体育施設利用状況の9月末現在増となりました主な施設は、南町運動広場で3,705人、中ほどにあります陸上競技場で2,495人、野球場で9,887人ありますが、全体では1万8,632人増の合計9万113人となっております。

29ページをお開き願います。(4)、文化協会加盟団体状況、(5)、体育協会加盟団体状況であります。前年同期に比較して加盟団体数は2団体とも増減はありませんが、会員数は文化協会が85人減の585人、体育協会は45人減の676人といずれも減少しております。

(6)の中央公民館利用状況では、9月末現在1万8,823人で、前年同期より2,151人増加しております。

(7)、図書館利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

以上で平成25年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 平成25年度定期監査報告(第2次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第52号

○議長(室田憲作君) 日程第4、議案第52号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長(三浦義之君) ただいま上程されました議案第52号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成25年12月12日提出、羽幌町長。

提案理由であります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)の公布により、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正されることに伴い、町で制定している各条例における使用料等の改定を行うため、これに係る整備条例を制定しようとするものであります。

消費税につきましては、平成26年4月1日から現行5%が8%となることから、これに合わせて使用料等を改正しようとするものであります。

条文の説明ですが、消費税率の改正と内容説明もあることから、13の条例の順番どおりそれぞれの担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(室田憲作君) 引き続き内容説明を求めます。

第1条、学校管理課長、熊木良美君、第2条から第5条まで、社会教育課長、杉沢敏隆君、第6条及び第7条、産業課長、江良貢君、第8条、福祉課長、鈴木典生君、第9条、町民課長、水上常男君、第10条、産業課長、江良貢君、第11条、社会教育課長、杉沢敏隆君、第12条、第13条及び附則、建設水道課長、安宅正夫君、以上第1条から順に所管課長による説明を願います。

○学校管理課長(熊木良美君) それでは、私のほうから羽幌町スクールバス設置条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

第1条 羽幌町スクールバス設置条例（平成2年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別冊の新旧対照表を使って説明させていただきます。1ページをごらんください。1ページの表面にその1、上羽幌線、裏面にその2として曙線を登載しております。各停留所ごとの区間料金を登載し、左の表から現行、右の表が改正後となっております。

改正の内容につきましては、現行料金の税抜き金額に8%を乗じ、10円未満を切り捨てた料金の見直しであります。改正箇所の下線をお引きしておりますが、210円から410円の範囲において10円、430円から600円の範囲においては20円の増額となるものです。

以上、改正状況であります。

○社会教育課長（杉沢敏隆君） 続きまして、第2条から第5条までを私のほうから説明させていただきます。

（羽幌町焼尻郷土館設置条例の一部改正）

第2条 羽幌町焼尻郷土館設置条例（昭和53年羽幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別紙資料の2ページですけれども、羽幌町焼尻郷土館設置条例新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。改正箇所は、現行及び改正後（案）にアンダーラインをして記してあります。別表、普通観覧料の項中310円を320円に改めるものでございます。この観覧料でございますが、現行の観覧料の税抜き金額300円に8%を乗じ、10円未満を切り捨てたものが改正後の金額でございます。

次に、羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正。

第3条 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例（昭和47年羽幌町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別紙資料の羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。別表、使用料の料金の欄中の金額でございますが、現行の使用料の税抜き金額に8%を乗じ、10円未満を切り捨てたものが改正後の金額でございます。金額の読み上げについては省略させていただきます。

次に、4ページ目、羽幌町武道館設置条例の一部改正。

第4条 羽幌町武道館設置条例（昭和52年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別紙資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。別表、羽幌町武道館の部、1日の項中3,150円を3,240円に改め、同部、半日（4時間以内）の項中2,100円を2,160円に改めるものでございます。

次に、5ページ目、羽幌町運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正。

第5条 羽幌町運動広場の設置及び管理に関する条例（昭和60年羽幌町条例第3号）

の一部を次のように改正する。

ここで条例文の訂正をお願いいたします。第5条の中ほどでございますが、別表2中とあります。その次の行です。1時間以内の場合2,310円を1時間以内の場合2,370円にとありますが、この1時間を2時間に訂正をお願いいたします。次の行も同様に1時間を3時間に訂正願います。

それでは、別表の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表1中3,150円を3,240円に、それから2,100円を2,160円に改めるものでございます。

別表2中1時間以内の場合1,260円を1時間以内の場合1,290円に、2時間以内の場合2,310円を2時間以内の場合2,370円に、3時間以内の場合3,360円を3時間以内の場合3,450円に、1,050円を1,080円に、資料の次のページですが、260円を270円に、130円を140円に改めるものでございます。

それから、別表3の1日の項中4万7,250円を4万8,600円に、5,250円を5,400円に改め、同表、半日の項中2万6,250円を2万7,000円に、それから3,150円を3,240円に改めるものでございます。

以上でございます。

○産業課長（江良 貢君） それでは、第6条、羽幌町勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

同条例の第8条に使用料を定めております。配付されている新旧対照表の7ページをごらんください。使用料は、別表のとおり研修室、談話室などに時間ごとに設定しておりますが、これにそれぞれ消費税相当額を加え、改定するものであります。また、時間区分を備考に記載しておりましたが、表の中に表示を行うなど一部を字句修正をいたしております。

引き続き第7条、羽幌町いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。同条例の第9条に利用料金について別表第1に定める上限額を超えない範囲で指定管理者が定めるものと規定されております。

配付されている新旧対照表の8ページをごらんください。1、宿泊料につきましては、和室及び洋室で9,400円を9,700円に、洋室（特別室）は1万9,500円を2万100円とするものでございます。

2、貸室・休憩料につきましては、交流ホールを初め研修室、小会議室、和室の料金について改定をしております。

3、入浴料につきましては、子供が300円から400円に、大人が600円から700円に改定しております。いずれの料金につきましても消費税相当額を加え、上限額を定めたものであり、現行料金の値上げにつきましては指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○福祉課長（鈴木典生君） 続きまして、羽幌町老人福祉センター設置条例の一部改正に

つきましてご説明申し上げます。

第8条、羽幌町老人福祉センター設置条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）。

配付されています新旧対照表の9ページをごらん願います。羽幌町老人福祉センター設置条例第8条、（使用料）により許可を得て老人福祉センターを目的外の用途で使用した場合にあっては、別表により使用料を徴収することとなっておりますことから、提案理由により使用料等を改正するものでございます。

あわせて、別表内の文言の整理と暖房使用料における使用料の徴収期限を明記したものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表をごらんいただき、説明を省略させていただきます。

○町民課長（水上常男君） 次に、第9条、羽幌町霊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、新旧対照表の10ページになります。

第13条第2項の臨時使用料5,250円を5,400円に改め、第14条第1項の管理料2,100円を2,160円に改めるものであります。

以上であります。

○産業課長（江良 貢君） 第10条、羽幌町漁村環境改善総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

同条例の第7条に使用料を定めております。配付されている新旧対照表の11ページをごらんください。休養室、会議室ともにそれぞれ時間ごとに使用料、暖房料を定めておりますが、改正案のとおり消費税相当額を加え、改定するものでございます。

以上です。

○社会教育課長（杉沢敏隆君） つきまして、第11条、羽幌町都市公園条例の一部改正。

第11条 羽幌町都市公園条例（昭和44年羽幌町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別紙新旧対照表の12ページをお願いいたします。別表2、競技会、展示会その他これに類する催しの項中2,000円を2,160円に改めるものでございます。

それから次に、別表4、3,150円を3,240円に、2,100円を2,160円に、5,250円を5,400円に、資料の次のページですが、1,050円を1,080円に、310円を320円に改めるものでございます。

以上でございます。

○建設水道課長（安宅正夫君） 次に、羽幌町道路占用料徴収条例の一部改正の主な内容についてご説明申し上げます。

道路占用料は、土地の貸し付けに係る対価として消費税は非課税の扱いではありますが、一時的に使用される貸し付けの場合、政令の定めるところによりまして貸付期間が1カ月未満である道路占用料は課税の対象となります。この道路占用料は、外税表示を採用して

おりますことから、今回の改正から税率を記載せずに消費税等の額を合算する方法で規定を整備する内容であります。

第12条、羽幌町道路占用料徴収条例（昭和29年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正するものであります。

皆様に配付させていただいた新旧対照表14ページをごらんいただきたいと思います。現行左側、第2条中100分の105を乗じて得た額を改正後、右でございます。消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額に改め、同条に次の1項を加えます。

第2項、前項の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとするの改正内容でございます。

次に、羽幌町港湾管理条例の一部改正についてでございますが、羽幌町道路占用料徴収条例の一部改正と同様に外税表示を採用しておりますことから、税率を記載せずに消費税等の額を合算する方法で規定を整備する内容でございます。

第13条 羽幌町港湾管理条例（昭和42年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

配付資料の新旧対照表15ページをごらんいただきたいと思います。現行左側、第12条第2項中料金のほか、消費税として前項の規定による料金の5パーセントに相当する額を改正後、右でございますが、料金に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額に改めるものでございます。

次に、提出議案のほうに戻っていただきまして、附則でございますが、附則、施行期日、第1項、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、施行日の前日から施行日にかけて羽幌町いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例に規定する交流センター又は羽幌町老人福祉センター設置条例に規定する老人福祉センターを利用する者に係る使用料等については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第52号について質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 先般水道料金に関しては、総務産業常任委員会のほうに説明があって、今度の消費税アップされたとすれば、その分を住民負担増にならないように基本料金を下げる方法で対応したいというお話はたしか受けたと思っております。それ以外についてのこうした料金について今回この提案になったのだらうと思うのですが、水道料金のようなできるだけ住民負担増にならないような方向で検討したいということを考えつつも、それは可能ではないので、こういう提案になったというふうに理解すべきなのか、その辺の検討、どういう検討の結果、こういう条例になったのかということをお説明していただき

たいと思いますが、お願いします。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 今回の提案につきましては、一般会計の中でのそれぞれの使用料等の改定であります。ご質問のあった水道関連につきましては、企業会計ということで独立採算している中での採算を考えた中での抑えるということで、将来にわたっては考えるというような中での提案だったと思います。今回に関しましては、消費税をそれぞれ根拠としておりますので、全体予算の中で使用料等についてはもらうと。羽幌町から歳入及び歳出においては、今提案いたしましたとおり歳入におきましてはこのような形で確保を図りたい、それから歳出におきましてもいろんな面で消耗品ですとかさまざまな形で消費税が支出をされるというような中でのアップということでございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今回は、一般会計の中の部分でそれぞれ消耗品などにも消費税がかかってくるということでの対応だという回答でありましたけれども、水道料金は事業会計ですから、消費税分は別個に税務署のほうに納めるということが発生するのだと思うのですけれども、今回いろいろ公民館の使用料とか体育館の使用料等々は使用料として収入を得た分から消費税分を別個にストックして消費税として納めるような性格のものではないと私は理解していましたが、その辺ちょっと確認したいと思うのですが、お願いします。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） おっしゃるとおり、企業に関しましては当然納税義務がありますが、町等この一般会計につきましては消費税については納税義務は発生しません。ただ、全体予算の中では収入を確保するという観点の中でこのような形で提案をさせていただいているということです。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今回13条までにわたって、これがほぼ全てなのかどうか私はわかりませんが、水道料金のようにいろいろ住民の負担増とか経済負担とかも考えて、消費税、今度3%値上げされますが、それに合わせての料金を引き上げることを控えたというようなものはほかにあるかどうか、その点をお願いいたします。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） もともと使用料等が無料ですとか、そういうものについては当然反映するべきではありませんので、それについては入っておりません。それから、スキー場に関しましては今回開始がもう今月ということで間に合わないというような形で、今回については見送りをさせてもらっています。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論……

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

2番、金木直文君。

○2番(金木直文君) 消費税の引き上げについては、私も国会で審議されている当初から反対という考えでございました。それで、今般もう来年の4月から引き上げる法整備なども整っているという事態ではありますけれども、先般の水道料金に対する対応については私は非常によかったと思って評価をしておりました。今日提案されたこの内容については、先ほど伺ったところでは消費税として納める義務の発生しないものであるということからすれば、一律に3%分を引き当てた金額で使用料金等々を値上げをするということはいかなるものかと。やはり自治体の責務としては、住民の生活や経済の状況などを鑑みて、町の考えられる範囲内で行えるものであればできるだけ料金は引き上げないで据え置くという方向で対応を考えるべきものではないのかという立場から、今回の消費税引き上げに合わせた条例提案には反対をいたします。

○議長(室田憲作君) 1番、森淳君。

○1番(森 淳君) 私賛成の立場で発言をさせていただきます。

理由にも書いているとおり、少子高齢化が進み、社会保障の財源が非常に不足しているという現状の中、やはり国民としてそれぞれが一定の負担をしながらお互いに助け合っていかなければならないこの国の現状だと思います。それで、町の部分に関しては先ほど説明もあったように、全ての経費に関して今後消費税アップしたものがかかってくるわけで、我々町民としてもやはりこういう形の協力はすべきだという観点で賛成いたしたいと思えます。

○議長(室田憲作君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。
これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 済みません。暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(室田憲作君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第52号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長(室田憲作君) 日程第5、議案第53号 羽幌町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長(三浦義之君) ただいま上程されました議案第53号 羽幌町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成25年12月12日提出、羽幌町長。

提案理由であります。地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)、同法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)及び同法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第66号)の公布に伴い、規定の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例の一部を改正する条例。

羽幌町税条例(昭和32年羽幌町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正の要点は、個人町民税の字句改正や税制改正に伴う公的年金等に係る個人町民税の特別徴収の扱いの改正と課税の特例についての改正等が主なものであります。

それでは、改正内容の説明をいたしますが、お配りしております羽幌町税条例の一部を改正する条例(要旨)に基づきまして改正の内容の説明をいたします。個人町民税の改正ですが、1番、寄附金税額控除の対象者の名称変更となります。学校法人泉学園まき幼稚園を学校法人泉学園に変更するものであります。申請時での名称と異なる名称で町で記載しておりましたので、この誤りを訂正するための改正であります。

次に、2、特別徴収を継続する改正ですが、個人の町民税を公的年金から特別徴収する

際に納税義務者が他の市区町村に転出した場合、特別徴収を継続することが今まではできませんでしたが、この継続するための改正であります。個人の町民税につきましては、年税額の全額を賦課期日である1月1日に居住していた市区町村で納めることとなっておりますので、転出した場合であっても普通徴収に切り替えることなく、特別徴収を継続する改正であります。この施行日は、平成28年10月1日からとなります。

次に、3、公的年金からの特別徴収税額の見直しですが、個人の町民税を公的年金から仮徴収する際の額を変更するもので、改正前は前年度分の本徴収額としていたものを前年度分の年税額の2分の1とする改正であります。現行では、年税額が前年と大きく変動した場合、本徴収額と仮徴収額に大きな差が生じることとなります。これは、翌年度以降もこの不均衡が続くことから、これらを是正するために改正するものであります。この施行日は、平成28年10月1日からとなります。

次に、4、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例ですが、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債である国債、地方債等の利子が追加されたことに伴う改正であります。

次に、5、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例ですが、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式等と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に分けたことに伴う改正であります。

このほか字句の改正や条項の整備に伴う削除及び繰り上げを行っておりますので、ご了承願います。

附則につきましては、ご説明したとおり施行日の規定であり、施行日前の取り扱いについては、従前の例によるもの規定であります。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第53号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 羽幌町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号

○議長（室田憲作君） 日程第6、議案第54号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました議案第54号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成25年12月12日提出、羽幌町長。

提案理由であります。地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、同法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び同法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）の公布に伴い、規定の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険税条例（平成24年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正の要点は、税制改正に伴い、個人町民税の課税について改正があったことから、町民税を課税根拠とする国民健康保険税についてもあわせて改正する必要があることによる改正であります。

それでは、改正内容の説明をいたしますが、お配りしております羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。1、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例ですが、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債である国債や地方債等の利子が追加されたことに伴う改正であります。

次に、2、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例ですが、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式等と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に分けたことに伴う改正であります。

このほか字句の改正や条項の整備、それから削除や繰り上げを行っておりますので、ご了承願います。

附則につきましては、いずれも施行日が平成29年1月1日であり、施行日前の取り扱いについては、従前によるとの規定であります。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第54号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第55号

○議長(室田憲作君) 日程第7、議案第55号 羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長、杉沢敏隆君。

○社会教育課長(杉沢敏隆君) ただいま上程されました議案第55号 羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例の提案理由及び内容等についてご説明いたします。

平成25年12月12日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、書の北溟記念室の開設及び各室の統合に伴い、規定の整備を行うため、また社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)の公布により、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正されることに伴い、公民館使用料の改定を行うため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開きください。羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例。

羽幌町立公民館条例(昭和61年羽幌町条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表3から別表5までを改正するものでございます。

資料の羽幌町立公民館条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正箇所につきましては、現行、それから改正後(案)にアンダーラインで記してございます。別表3の公民館使用料でございますが、表の上段部分、室区分、時間区分、午前、午後、夜間、全日の部分及び定員の欄を削除いたします。

各室の統合が3カ所あります。表の中段ですが、第1研修室及び第2研修室を第1研修

室に、表の下段ですが、和室1号及び和室2号を和室に、次のページの表でございしますが、生活指導相談室及び保健指導相談室を相談室に統合いたします。これは、以前より2部屋を1室として利用していただいております、料金も2部屋分の合計で徴収しておりました。現状に合った形で条例を整備しようとするものでございます。

次に、各時間帯における使用料でございしますが、現行の使用料の税抜き金額に8%を乗じ、10円未満を切り捨てたものが改正後の金額でございします。3カ所の室の統合の部分についても現行の使用料の税抜き金額の合計額に8%を乗じ、10円未満を切り捨てたものが改正後の金額でございします。金額の読み上げにつきましては、省略させていただきます。

次に、資料の最初のページですけれども、中段でございします。第3研修室を第2研修室に改めます。

次に、1階会議室でございしますが、現在事務室として使用しておりますので、削除したいと存じます。

また、談話室でございしますが、書の北溟記念室に改修し、開設しておりますので、条例から削除いたします。

次に、表の中段から下段にかけて実習室がございしますが、2階の実習室は陶芸を加え陶芸実習室に、3階の実習室は調理を加え調理実習室に改めるものでございします。

資料次のページをお開きください。別表4、公民館物件使用料でございしますが、これも同様に現行の使用料の税抜き金額に8%を乗じ、10円未満を切り捨てたものが改正後の金額でございします。数字については、省略させていただきます。

次に、別表第5の公民館使用料（定額）でございしますが、入場料の類を徴収しない場合の欄中520円を540円に改めるものでございします。

附則でございしますが、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございします。どうぞよろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第55号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 質疑は省略しましたけれども、この件についても詳しくは先ほどの反対意見と重なりますけれども、消費税が恐らく3%上がったとすれば、各自治体に来る地方交付税のほうも消費税3%分を引き上げられた金額に相当して交付税もふえることになるだろうと私は思うのです。そういった中での収入なども間に合うのかどうかはわかりませんが、そういった中で町が自主的に判断しながら料金等の設定などを考えていくと。あくまでも住民負担増にならないような方向でと考えていくのが自治体の責務であるということを申し上げまして、この件についても反対をしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 8番、橋本修司君。

○8番（橋本修司君） 賛成討論をいたします。

提案の理由にありましたように、財政上の問題もありますし、また我々住民の応分の負担ということも含めて賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（室田憲作君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（室田憲作君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第55号 羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長（室田憲作君） 日程第8、議案第56号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） ただいま上程されました議案第56号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成25年12月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、平成26年4月1日受診分より受給資格要件を中学生まで拡大するため、改正しようとするものであります。

この改正は、小学生以下に限定していた医療費負担額の無償化を中学生まで拡大し、疾病の早期診断及び早期治療の促進、保健の向上と福祉の増進を図るものでございます。

お手元に配付しました新旧対照表をごらん願います。左側に現行、右側に改正後の条例案を表記してございます。下線部分が改正箇所でございます。第2条第1号では、年齢について12歳を15歳に改正し、ただし書きを加えております。このただし、町長が特別の理由があると認めるときとは、病弱、発育不全等によりまして満16歳以上である中学生に対しましても特別な理由と認め、この制度の対象とするものであります。

次に、第4条の第2項ですが、中学生の医療費自己負担分につきまして償還払い方式としますことから、病院等での受給者証の提示が必要でないことから、ただし書きで規則により中学生の受給者証の交付はしない旨を規定しているものでございます。

乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「12歳」を「15歳」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第4条第2項中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める者については、この限りでない。

附則、1項、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2項、平成26年3月31日以前において生じた医療費の支給、その他については、なお従前の例による。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第56号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長（室田憲作君） 日程第9、議案第57号 羽幌町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） ただいま上程されました議案第57号 羽幌町簡易水道設置条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成25年12月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、曙地区簡易水道事業は昭和43年3月30日、水道事業認可を受け、昭和44年1月1日から給水を開始、その後炭鉱閉山から地域人口が減少、現在は居住の業者1件と通い作となった2件の取水用井戸設備を確保することで地区の了解

を得まして、平成24年8月6日付曙地区簡易水道事業の廃止許可を知事より受けております。今年度条例改正の手續となりましたのは、平成24年度地区の取水設備を新設後に旧取水設備などの撤去が年度内に対応ができないため、平成25年度予算で施設の撤去を終了いたしましたことから、曙地区簡易水道事業の廃止に関する規定の整備を行う改正をしようとするものでございます。

羽幌町簡易水道設置条例の一部を改正する条例。

羽幌町簡易水道設置条例（昭和51年羽幌町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

配付資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正の内容は、現行左の第2条第3号に規定する曙地区簡易水道事業の号を削る改正でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第57号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 羽幌町簡易水道設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号～議案第59号

○議長（室田憲作君） 日程第10、議案第58号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）、日程第11、議案第59号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） ただいま提案となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,477万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,638万円とするものでございます。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出で、2款総務費、企画費において再生可能

エネルギー等導入設計業務委託料700万円の補正は、羽幌町エコアイランド構想事業として災害時などに天売島民などの避難所となる天売小中学校体育館等に再生可能エネルギーを導入するために必要な設計業務を委託するもので、事業につきましては平成26年度を予定しており、財源は北海道再生可能エネルギー等導入推進事業補助金を全額充てております。

次に、3款民生費、社会福祉費において町社会福祉協議会補助金90万円の補正は、歳末たすけあい募金と町補助金により実施している福祉灯油給付事業について現時点での灯油価格が1リットル100円を超えている状況から、65歳以上の世帯について収入制限を緩和して実施するものであります。歳入につきましては、北海道の地域づくり総合交付金5万円と残額は一般財源を充てております。

次に、6款農林水産業費、水産業振興費において販売精算システム構築事業補助金1,090万円の補正は、北るもい漁業協同組合の基幹業務システム再構築に対し、事業費2,625万円のうち1,090万円を補助するもので、財源につきましては北海道の地域づくり総合交付金を充てております。

次に、7款商工費、商工振興費において製造業水道料金補助金217万8,000円の補正は、町内の工業振興を図るため製造業者が生産活動の中で負担する水道料金の一部を補助するもので、1月から12月までの給水量1,000トンを超えた分に対し1トン当たり60円を補助する制度であります。本年度につきましては、4月からの給水量に対する補助となり、財源につきましては一般財源を充てております。

同じく商工振興費において地域消費活性化事業補助金380万円の補正は、商工業者の景気対策のために羽幌町商工会が実施する地域消費活性化事業に対して必要経費の一部を補助するもので、具体的にはプレミアム商品券発行額の10%のうち95%を補助するものであります。財源につきましては、一般財源を予定しておりますが、過疎債を申請しております。

以上で一般会計の説明を終わりました、次に介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ13万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,696万1,000円とするものでございます。

歳出で、4款諸支支出金において介護給付費返還金13万6,000円の補正は、介護給付費の公費負担分の翌年度精算に伴う返還金でございます。歳入につきましては、介護保険給付費等準備基金繰入金を計上しております。

以上が今回補正をいたします予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第58号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 議案書の9ページになりますが、3款民生費の中の社会福祉協議会への補助金、福祉灯油の部分です。昨年度も実施されました。昨年度の対象、補助する基準については先ほど65歳以上と説明がありましたけれども、昨年と基準が変わった部分があるのか、全く昨年と同じなのか、その点をお願いします。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） お答えいたします。

昨年度の拡大分と同じ条件でございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 例年ずっと毎年社会福祉協議会が行っていた福祉灯油は、たしか年齢制限に関係なく実施していたと思います。例えばひとり親家庭やその家庭でも障がい者がいらっしゃる家庭なども基準の収入額によっては補助対象となっていたと思うのですが、その部分も今回町が拡大して補助をする対象として、そういったひとり親家庭や障がいのいらっしゃる家庭も含めるとすれば、どのぐらいの家庭がふえることになるのか、その辺の検討などもされたのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） お答えいたします。

昨年も当初の部分につきましては、議員おっしゃられたとおりまず支給しまして、配分委員会によりますとリッター数は変わりますけれども、大体300ぐらいということです。そして、その後去年も灯油の高騰がございましたので、拡大分ということで65歳以上の方につきましては収入に合わせて配付をしているところでございます。それで、去年の実績なのですけれども、歳末たすけあい当初分としましては45件、拡大分につきましては実績で42件ということでございます。今年度につきましても同じような形で給付できるかなと考えております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） その数字は受けましたけれども、ですから年齢に関係なくひとり親家庭とか障がいのいらっしゃる家庭にも社協さんのほうでは対象としていたと思うのです。その部分の実態、もし町が今回対象を拡大してということであればどのぐらいの対象になるのかとか、その辺の調査なり検討なりということはどうなのかというふうにお聞きしたのですが、いかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） お答えいたします。

まず、今年度につきましても去年と同じように社協の部分、ひとり親家庭とか、そういう部分につきましても当初分で入ってございます。それにあわせて、去年の追加分をあわせた形で実施していただくということになっていきますので、数字的には去年の実績と同じような金額になると考えています。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ということは、町が今回90万円増額して実施してもらう、その対象者の中にはひとり親家庭の方も含まれますよということで理解していいのですか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） そのとおりです。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎発議第9号

○議長（室田憲作君） 日程第12、発議第9号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第10号

○議長（室田憲作君） 日程第13、発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎発議第11号

○議長（室田憲作君） 日程第14、発議第11号 羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。中心市街地活性化については、羽幌町が策定した基本計画に基づき、株式会社ハートタウンはぼろが事業主体となって同名の施設を運営してきましたが、キーテナントの撤退等から経営難となり、施設の町有化についての要請がなされたところであり、議会としてもハートタウンはぼろのあり方については、地域経済に与える影響から喫緊の課題と受けとめ、中心市街地の活性化等について調査研究を行うため、全員の議員をもって構成する羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中の継続調査にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については全員の議員をもって構成する羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会を設置し、調査終了まで閉会中の継続調査にすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会

の正副委員長の互選については、この場において特別委員会を開催し、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

暫時本会議を休憩し、特別委員会を開催します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催した羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に4番、寺沢孝毅君、副委員長に2番、金木直文君が選任されましたので、報告します。

◎意見案第2号

○議長(室田憲作君) 日程第15、意見案第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

8番、橋本修司君。

○8番(橋本修司君) 意見案第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月12日提出。

提出者、羽幌町議会議員、橋本修司。賛成者、羽幌町議会議員、船本秀雄、同じく、小寺光一。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置付けて、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材

の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。
- 2 森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 3 環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。
- 4 安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。
- 5 復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興をはじめとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないよう、必要な予算措置を講じること。
- 6 地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた沿岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。
- 7 国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取組の推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月12日、北海道羽幌町議会議長、室田憲作。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

○議長（室田憲作君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することといたします。

◎閉会の宣告

○議長（室田憲作君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

したがって、平成25年第6回羽幌町議会定例会を閉会します。

(午前11時53分)